

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会

身体拘束適正化検討委員会規程

(目的)

第1条 身体拘束適正化検討委員会は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が利用者の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加の為の支援を妨げることのないよう、定期的に又は随時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

(委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会会長が指名する者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- (2) 委員の選任については、本会職員（6名）又は利用者本人及び家族（2名）から、委員長が指名する者（3名以内）とする。
- (3) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- (4) 委員長が指名した委員の任期は1年として、再任を妨げない。

(開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、6ヶ月に1回開催する。
- (2) 臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集して開催する。
- (3) 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることが出来る。
- (4) 委員会は、書記を指名して議事録を整備する。

(実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- (1) 「身体拘束の適正化のための指針」を職員に周知するとともに、職員が利用者に対し緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、委員会を開催して身体拘束の内容を検討する。
- (2) 委員会で検討し緊急やむを得ないと判断した場合は、個別支援計画書への記載、及び「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（様式1）」により利用者本人、保護者へ説明し同意を得るよう職員に指示する。
- (3) 身体拘束を行った場合は、ケース記録の記載を職員に指示することとし、必要があれば開示できるよう保存する。
- (4) 身体拘束が長期化しないよう必要とされる職員を適時招集してカンファレンスを開催し、身体拘束廃止の検討を行い、その内容を記録することとし、「身体拘束等の行動制限」が必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。
- (5) 身体拘束適正化に係る研修に積極的に参加する。
- (6) 身体拘束適正化に係る研修を年1回以上行うこととする。

(7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会及び委員は次の責務を担う。

- (1) 委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない事業所環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日ごろより関係法令及び、障がい者、高齢者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び身体拘束につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるとき職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、紀宝町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規定を準用する。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、身体拘束適正化上必要な対応については、委員長が委員に諮り、本会で協議し定めるものとする。

附 則 この規程は、令和5年3月20日より施行する。